

地方行財政検討会議（第4回）

平成22年5月24日（月）

【小川政務官】 皆様、こんにちは。本日も大変お忙しい中、何かとご多用の中、第4回の地方行財政検討会議にお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。本来でございますと、原口総務大臣、また渡辺副大臣、ここへ参りまして皆様へご挨拶申し上げるべきところなんですけれども、現在、倫理選挙に関する特別委員会、国会が今動いておりまして、夏に執行される参議院議員選挙の様々な関係法案、審議をいただいております。なりかわりまして、一言ご挨拶申し上げているような状況でございます。

この間、特に西尾先生、碓井先生中心に、それぞれの分科会におきまして、大変有意義なご議論をいただきましたことに、まずお礼を申し上げたいと思います。今日はその中から、基本的な考え方の提示をいただいておりますので、第4回のこの会合の中で、更にそれを前提に議論を深化させていただければと思っておりますので、本日も是非忌憚なくご意見を戦わせていただければと思っております。限られた時間ではございますが、本日も有意義な会になりますようにご協力をお願い申し上げまして、冒頭のお礼にかえさせていただきます。本日も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、次第に従いまして、議事の進行を進めさせていただきます。先月26日の第3回目の会合におけます原口総務大臣からのごあいさつにございましたとおり、主査として各分科会を主宰してまいりました西尾先生、そして碓井先生に、「基本的な考え方」のたたき台の作成をお願いしておりました。本日、両先生から、お作りをいただきました「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」を、皆様のお手元にお配りをさせていただいております。改めて、重ね重ねになりますが、西尾先生、碓井先生には深く感謝を申し上げたいと思います。

それでは、まずこの「基本的な考え方」を作成いただきました西尾先生、碓井先生にご説明をお願いいたしまして、その後、皆様からご意見等を賜りたいと存じます。それでは、まず、第一分科会を主宰していただきました西尾先生から、ご説明をお願い申し上げます。

【西尾名誉教授】 それでは、ご指名でございますので、私から報告をさせていただきます。

第一分科会では、主に自治体の基本構造のあり方、住民参加のあり方について、専門的

な見地から調査・検討を行うこととされ、議論を進めてまいりました。現時点において、一定の方向性が得られた内容について、配付資料の「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」（第1分科会関係）（案）に基づきまして、ご報告申し上げます。

1 ページ目をまずごらんいただきたいと思います。1. の「はじめに」におきましては、まず地方自治法は、憲法の附属法典として、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱を定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することを目的とし制定されていること、また、法施行後60年が経過しておりますが、平成11年の地方分権一括法を除けば、制定当初の大枠がほぼ維持されていることについて記載しております。

次に、現在、人口減少・少子高齢化社会の到来や、家族やコミュニティーの機能の変容をはじめとする時代の流れの中で、地方公共団体は、これまで以上に住民の負託に応えていく存在であるべきにもかかわらず、現実には地方公共団体の行政運営に対する地域住民の関心は、都市部を中心に低下しているという現状認識を記載しております。

このような状況を踏まえ、第一分科会としては、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするという観点、また、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるようにするという観点から、地方自治法のあり方を抜本的に見直すことが必要と記しております。

続いて2ページをごらんいただきたいと思います。その一方で、平成の大合併等を経まして、規模・能力の拡充が進んだ基礎自治体に対し、現行制度が果たしてふさわしいものとなっているかという点についても、改めて検証が必要であるとしております。また、都道府県間、市区町村間の広域連携のあり方につきましても、基礎自治体のあり方の検討や、国の出先機関改革による事務の移譲を進める上で、広域連携を一層活用していく観点から、現行制度の見直しが必要であるとしております。

最後に、この「基本的な考え方」という文章の位置付けは、地方行財政検討会議が「地域主権戦略の工程表」に沿って検討を進め、地方公共団体の基本構造と議会のあり方などについて優先的に検討を行い、更なる具体的検討を深めていくために、現時点で整理された基本的な考え方を示すものであるという旨を記載しております。すなわち、裏返して言えば、まだ検討すべき課題の中には、政令市、中核市等の市町村の区分の問題とか、都道府県間、市区町村間の広域連携の問題等について、なお残されているわけでありましたが、この点についてはまだほとんど議論をしておりませんので、以下の記述においては、この種

のことには全く触れていないという趣旨のことを明確にしているわけであります。

以下、順次「基本的考え方」の概要についてご説明を申し上げます。まず、2.の「地方公共団体の基本構造の決定方式」の項では、地方公共団体の基本構造と憲法との関係について、3ページの頭の○のところですが、憲法が地方公共団体の基本構造に関しては、どのような組織形態までを許容しているのか。憲法第93条の解釈について様々な立場があり得るところですが、第一分科会におきましては、憲法の伝統的な理解に沿った二元代表制を前提としつつ、地方自治法が一律に定める現行制度とは異なるどのような組織形態があり得るのか、検討を進めることとしております。

次に、地方公共団体の基本構造の決定方式につきましては、地方公共団体の組織及び運営や住民自治の仕組みについての基本的事項は、憲法第92条に基づき、法律で定められるべきとの認識のもと、現在の地方自治法の関連規定が真に必要なか、必要以上に画一的になっているのではないかという指摘も踏まえ、地域住民が自らの判断と責任において、地域の諸課題に取り組むことができるよう、可能な限り選択肢を用意し、住民が選択できる姿を目指すべきだとしております。更に選択方法としましては、通常の条例のほか、いわゆる基本条例や住民投票制度の導入を構想することもできるのではないかとしております。

次に、3.の「議会と長の関係の見直しの考え方」についてですが、まず(1)現行制度の課題の項の冒頭の、現行制度の独自性の部分では、現在の地方自治法は、長と議会の関係において、それぞれ住民が直接選挙することとした上で、議員内閣制の要素を一部取り入れるとともに、議会が執行権限の行使についても、その一部について事前に関与する独特な制度を採用しているという我々の認識を記しています。

4ページをごらんいただきたいと思えます。議会が果たすべき機能の観点からの課題としましては、現行制度は、長による執行権限の行使に対する議会による監視という点では、メリットがあるとされておりますけれども、議会内に与党的な勢力を形成できるか否かによって、議会の監視の機能が異なることや、議会活動が執行機関の監視に重点が置かれ、団体意思を決定する機関としての条例立案などの政策形成について執行機関に大きく依存していることや、最も重要な議決権の行使においては、長の提案を追認する傾向にあるなどの実態上の問題点を指摘しております。

更に、次の議会と長が対立した場合の課題としては、5ページをごらんいただきたいと思えます。実態として、議会が、長の有する議会の解散権の行使を恐れ、長との対立が深刻化しても不信任議決を行使しないなど、対立の解決手段として、制度が適切に運用され

ていないとの問題を指摘しております。

次の（２）見直しの考え方におきましては、以上の現行制度の課題等を踏まえまして、まず現行の基本構造の見直しというところで、次のように記載しています。憲法の伝統的な解釈の範囲内で、現行の基本構造とは異なるものを選択できるようにする場合には、まず一つとして、議会が執行権限の行使により責任を持つようなあり方、もう一つとして、議会と執行機関それぞれの責任を明確化することによって、純粋な二元代表制の仕組みとするあり方、この２つの方向性で見直すことを提示しております。

まず第１のほうの（a）という方向性につきましては、執行権限の行使の責任は、長と議会にあると認識されることで、議会による執行機関の監視がより一層機能するようになり、また、団体意思の決定機関としての機能も高まるという考え方に基づいているものがあります。この場合、議員が執行機関の構成員として参画することが考えられますけれども、一方、議員が長の指揮監督下に入ることは問題があるとの指摘もございます。次の（b）の方向につきましては、長と議会が執行機関、議事機関としてのそれぞれの役割を明確にし、より緊張関係を持った関係を再構築するという観点に基づくものというふうに言えます。続いて６ページに移っていただきますが、後者の（b）の場合、議会の執行機関に対する検査権・調査権等の拡充、条例制定範囲の拡大、議会に招集権を付与することなどが考えられるとしております。

次に、地方公共団体による基本構造の選択可能性というところでは、上記（a）、（b）の選択肢については、それぞれ対等の選択肢として提示する方法や、あるいは、基本となる類型を法定し、地方公共団体の判断により、これと異なる選択肢を選べるようにそれを提示するという方法も考えられることから、この点についても、引き続き検討を深めるといふこととしております。この際、選択肢を提示する場合には、その対象は都道府県、あるいは市町村とするのか、また、地方公共団体の規模に着目するのかについても留意が必要でありまして、引き続き検討をするということとしております。

続きまして、大きな４．の「議会のあり方の見直しの考え方」の部分についてであります。まず（１）議会に期待される機能とその現状につきましては、議会は、団体意思の決定機関及び執行機関を監視する機関としての役割を担うため、政策形成機能や、多様な住民の意見の反映などの機能を十分に発揮することが期待されていますが、現状としては、これまで述べた諸課題のほか、議員間の政策議論が十分に行われていないということや、財政状況や公金支出に関する監視が不十分との指摘があることに触れております。また、

住民の意見反映等の観点から、議員構成が多様な層の幅広い住民意見を的確に反映できているのか、住民との直接対話、住民参加の取り組みが十分に行われているのかとの指摘があることについても、併せて触れております。

次に、(2) 議会に期待される機能に応じた議会のあり方という部分につきましては、7 ページをごらんいただきたいと思いますが、今後の議会のあり方として、議会の政策形成機能に着目する場合、議会は専門的知識を有する比較的少数の議員により審議を行うことが有効という考え方や、住民の意見反映等の機能に着目する場合、地域の多様な層から幅広く議会に参加する、多人数の議員により審議を行うことが有効という考え方、この2つの考え方を想定しまして、その実現可能性や課題、効果等について検討を行っていくこととしております。また、これらの検討に当たっては、幅広い住民の意見を反映する機能が損なわれることがないか、住民の意見集約が困難になり、議会の権限行使に支障が生じないかなどの点についても、十分検証が必要だとしております。

次に(3)「住民の縮図」としてふさわしい議員の構成という部分で、幅広い住民が議員として活動を行うため、休暇制度や休職制度等の環境整備の具体的な方策について、今後議論を深めていくこととしております。

(4) の議会の議員の選挙制度のあり方につきましては、8 ページをごらんいただきたいと思いますが、特に都道府県議会議員の選挙区を、現行における郡市ではなく、市町村の区域を基準とした上で、条例で定めることができるようにすべきとの提言を受けまして、検討を進めることとしており、また、個人本位の選挙制度から、政策本位、政党本位の選挙制度に変更すべきではないか、その際の議会構成や地方政治への影響をどう考えるかについても、検討を進めていくこととしております。

(5) 議会運営につきましては、一部の議会において、活性化に向けた取り組みがなされておりますが、全体としてはまだ依然十分なものとは言えないという指摘があり、この状況を踏まえ、諸外国の議会運営の手法も参考としつつ、議員同士の議論や、議会と住民の議論を実施するなど、議会における議論をより充実させる方策について、検討を進めていくこととしております。

最後、(6) 議員の位置付けについては、9 ページをごらんいただきたいと思いますが、いわゆる公選職等に関する制度の改正要望もあることを踏まえまして、今後、議員の職責・職務等を法律上明らかにすべきか否か、この点が明らかでないことによって、議員活動にどのような支障があるのか等について、議論を進めていくこととしております。

以上、第一分科会における「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」についてご報告をいたしました。どうもありがとうございます。

【小川政務官】 西尾先生、ありがとうございました。

それでは、続きまして、第二分科会に関係をいたします基本的な考え方について、碓井先生、よろしく願いいたします。

【碓井教授】 それでは、「地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方」（第2分科会関係）（案）としてまとめさせていただいておりますが、このたたき台について、その概要をご報告させていただきます。

第二分科会では、主に不適正経理事件等を踏まえました監査制度等の抜本の見直しと、財務会計制度のあり方を中心に議論してまいりましたが、これまでの議論を集約いたしまして、一定の方向性を得られたものにつきまして、内容を簡単にご説明いたします。

まず、1. の「監査制度と財務会計制度をめぐる状況」についてであります。まず、地方公共団体の行政運営の適正の確保のための諸制度についてまとめております。ここでは、地方公共団体では、執行機関がその判断と責任で行政運営に当たり、議会が監視機能を適切に行使しなければならないこと、これに加え、監査委員制度と外部監査制度からなる監査制度で、合理的かつ効率的な事務処理を確保しようとしていること、監査委員は、地方公共団体財政健全化法の規定により、財政指標を審査事項とし、また一定の場合、個別外部監査が義務付けられていること、財務事務の民主的統制を保障するとともに、適切かつ明確な事務処理を確保するため、地方自治法に、財務に関する制度を規定していること、財務事務のうち、会計事務の適切な執行の確保のための内部統制の仕組みとして、会計管理者を設置していること、更に、地方公共団体の財務会計制度は、基本的に国の制度と共通となっていることなどの諸制度について述べております。

2 ページに入らせていただきまして、監査制度と財務会計制度を巡る状況についてまとめております。一昨年以来、会計検査院の検査や、地方公共団体の全庁的な調査で、広範囲の地方公共団体におきまして、不適切な会計処理が行われている事実が明らかになったこと、一部の地方公共団体において不適正な決算が調製され、監査委員の監査も不十分であったため、財政状況等について正確な情報が住民に開示されなかったとの指摘があること、これを踏まえますと、監査委員制度と外部監査制度からなる監査制度が有効に機能しているのか疑問も多いこと、なお、これらの原因として、予算制度や国庫補助事業の仕組み等の現在の財務会計制度が、不正に陥りやすい仕組みであるとの指摘があること、現行

の予算・決算制度が、住民に対する財政状況等の説明責任の観点、更に民主的統制の観点から十分なものか検証が必要であることを記述しております。

続きまして、「2. 監査制度の見直しの考え方」についてまとめております。まず、(1) 現行制度の課題といたしまして、監査が果たすべき機能の観点からの課題を述べております。地方公共団体では、議会の監視機能、執行機関自ら行政運営の適正を確保する仕組みを有するほか、監査委員と外部監査人の監査制度が設けられていること、政府部門の監査の機能に着目すると、一般に法令等のルールへの適合性を検証する合規性監査と、経済性、効率性、有効性等を検証する業績監査に整理できますが、これを前提とすると、地方公共団体の監査委員監査及び外部監査人監査は、それぞれの監査の対象及び観点が明確に区分されておらず、責任も曖昧であること、次のページですが、株式会社におきましては、それぞれの監査主体の役割や、監査の対象及び観点が明確に区分され、その責任も明確であることを挙げております。

次に、「監査委員制度の課題～独立性・専門性に限界～」という見出しを付しておりますが、これについて述べております。監査委員には、当該団体の職員OBが就任することも多く、また補助職員は、当該地方公共団体の職員であり、人事異動により監査を受ける側になることもあり得ること、また、監査委員は、議会同意で長が任命いたしますが、長や議会をも監査対象としていること、これらを踏まえますと、現行の監査委員制度は組織的・慣習的な不正行為の是正機能を十分に発揮できないのではないかという批判があること、更に、監査委員及びその補助職員とも、地方公共団体の監査に携わる者としての専門性という観点から、監査に関する専門的な知識・経験が不十分であるという指摘があることを述べております。

次のページに移りますけれども、次に、外部監査制度の課題、専門性・経済性の限界ということについて述べております。現行の外部監査人は、公認会計士や弁護士などのそれぞれの専門性が活用できる分野では機能を十分に発揮できますが、地方公共団体の財務に関する事務処理のチェックを行う上での知識・経験を当然に有しているとは必ずしも言い難いこと、外部監査人は個人であり、補助者を使用できるものの、組織として十分な監査を行う制度になっておらず、監査の対象を拡大した場合、発揮できる能力には限界があることなどを述べております。

次いで、監査を担う人材の課題につきましては、地方公共団体の監査についての専門性を有した人材を、個々の地方公共団体が独自に育成・確保することは、人材育成の手法や、

処遇面での限界があることを述べております。

次に、監査の基準についての課題につきましてですが、現在の地方公共団体の監査では、広範囲の監査対象に対して、具体的にどのような基準で監査を行うか明確でないこと、一部の地方公共団体で作成されている監査基準も、その内容が基準として十分であるかどうか疑問、あるいは法的位置付けがないなどの指摘があることを述べております。

4 ページの一番下から次のページにかけてですが、(2)見直しの考え方というところでは、「廃止を含め、ゼロベースで」という見出しを付して述べております。まず、基本的な考え方といたしまして、現行制度の諸課題は、制度そのものに内在する課題であり、運用のみでは根本的解決が困難であると考えられることから、現行の監査委員制度及び外部監査制度については、廃止を含め、ゼロベースで大胆に制度を見直し、再構築すべきであること、公正で合理的かつ効率的な地方公共団体の事務処理を確保するための監査機能を適切に発揮する観点からは、内部の主体が担う監査と、外部の主体が担う監査等を設け、それぞれの監査の対象及び観点は明確に区分される必要があることを述べております。

続きまして、内部の監査のあり方と内部統制システムについてでございますが、地方公共団体の内部監査のあり方については、独立性の観点から、長から独立した執行機関が行うべきとの考え方と、実効性の確保の観点から、長の補助機関が行うべきとの考え方があること、地方公共団体の監査機能は、議会による執行機関の監視機能と峻別した上で制度設計すべきであるとの意見があり、これを含めて検討を進めること、株式会社におきましては、監査とは別に内部統制システムが存在し、監査役または会計検査人による監査と、内部統制の構築とが相俟って、会社業務の適正等の確保がなされていること、地方公共団体におきましても同様に、監査のみではなく、執行機関内部に、執行機関の事務処理の適正確保のための体制を構築し、監査と相俟って適正な確保を達成すべきとの考え方があること、次のページに進んでおりますが、これを踏まえて、地方公共団体の内部監査の制度設計及び内部統制体制のシステムのあり方につきまして、今後進めることを述べております。

続きまして、外部の監査のあり方について述べております。内部監査には独立性に限界があり、これに期待できない機能につきましては、やはり外部監査が不可欠であること、例えば、決算や、その前提となる財務に関する事務処理につきましては、地方公共団体の外部監査により、正確性、合規性を担保すべきであるという考え方があること、組織的・慣習的な不正行為の指摘、内部統制システムそのものの適切な構築の担保につきましては、

外部監査が担うべきであるとの考え方があること、外部監査の制度設計に当たりましては、監査対象からの独立性の確保が求められること、監査主体には、地方公共団体に依存しないような補助体制、つまり、組織的な外部監査体制の構築が制度の本質として求められること、更に、監査主体が監査に関する専門的知識を有し、かつ行財政制度、特に財務会計制度の必要な組織の具備が不可欠の要素であること、このような要請に対応する方策として、例えば、イギリスの監査委員会のように、地方公共団体から独立した機関や、あるいは、複数の地方公共団体が共同して設立した機関を設けて、こうした機関が監査にかかわっていくことが考えられますが、具体的な制度設計を、今後検討することなどを述べております。

7ページに移りますけれども、監査を担う人材の確保につきまして、地方公共団体の監査機能を適切に発揮するためには、監査主体のあり方とともに、監査を担う人材の確保が重要であること、外部監査につきましては、組織的な監査手法等に関する監査の専門的知識を有し、同時に行財政制度、特に財務会計制度について、必要な知識を備えたものであることによって、期待される機能を十分発揮できること、したがって、こうした知識を有する者についての資格制度や、地方公共団体から独立した機関、複数の地方公共団体が共同で設立した機関に人材を集約する制度につきましても検討が必要であること、このような人材の専門性の確保については、内部監査も同様であり、併せて検討することなどを述べております。

次に、監査の基準につきましては、外部監査であればもちろんのこと、内部監査であっても、監査には一定の客観性が求められ、監査に係る公正で合理的な基準を、全国的に統一した形で設定すべきであるとの意見があり、この点も検討を進めることを述べております。

次に、財務会計制度の考え方について述べております。地方自治法が定める予算・決算制度は、民主的統制に資するため、予算単年度主義と予算流用の制限を設け、資金の動きが明確かつ客観的な現金主義を採用していること、過度の予算単年度主義が予算の無理な執行を強いており、この結果、不適正な経理処理が行われる側面もあるとの指摘があること、国庫補助制度につきましても、補助対象の不明確さや、短期間の無理な事業執行が、不適切な経理処理を誘発しているという見方があることを述べております。

また、一つの論点といたしまして、現在、多くの地方公共団体におきまして、次のページに移っているわけですが、発生主義の考え方を取り入れた財務4表の導入が進められて

きておりますが、この動向を受けまして、発生主義を制度化する方向で、予算・決算制度を見直すべきであるという意見がありますが、説明責任をより一層果たす観点からは、財務4表が不可欠であるとして、積極的に考える意見がある一方で、道路など売却できない行政財産の評価の問題など、発生主義の意義や、その位置付けについて慎重に議論すべきであるとか、住民にわかりやすく将来負担を示すことができれば、必ずしも貸借対照表である必要はないのではないかと意見もあること、地域の住民の判断と責任を求めるに当たって、財政状況に関する情報開示のあるべき姿について議論を深める必要があること、地方公共団体の財務会計制度の見直しについては、これらの点を考慮の上、国の財務会計制度との整合性を踏まえつつ、今後検討を進めていくことが必要であると述べております。

以上が、第二分科会関係の「基本的な考え方」についてのたたき台の概要であります。

【小川政務官】 確井先生、ありがとうございました。

それでは、両先生から「基本的な考え方」（案）をお示しいただきました。これに基づきまして、委員の皆様から、ご自由にご発言いただきたいと思います。どなたからでも結構です。どうぞ、横尾市長さん。

【横尾市長】 一つ確認をさせていただきたいんですが、今日、我々から色々意見を申し上げますが、これで、今日この案を確定するという段取りなんでしょうか。

【小川政務官】 そこはですね、どこまで確定的に書き込めるかどうかは別にしまして、今日いただいた素案を基に、更に議論を深めていただくと。それで、後程申し上げようと思っておったんですが、夏までに地域主権戦略大綱を決定するんだというのが、政権全体の大方針でございまして、その中に、やはりこの地方自治法の抜本改正に向けた議論についても、基本的な点だけは何か書き留めていくという方向で考えておると、その両面併せてご承知おきいただきたいと思います。

【横尾市長】 よろしいですか。ということは、色々我々も意見を言って、対応していただくということで。

【小川政務官】 もちろんです。

【横尾市長】 じゃ、幾つか申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。よろしいですかね、発言して。

【小川政務官】 どうぞ。

【横尾市長】 すみません。両先生には大変お取りまとめをいただいて、誠に感謝を申し上げます。私も一部参加させていただいて、熱い議論があったことを強く認

識しているところがございます。幾つか感じるのところだけ意見を述べさせていただきたいと思えます。

まず4ページなのですが……。

【小川政務官】 どちらでしょうか。

【横尾市長】 第一分科会のほうの4ページでございますが、上の最初のポツのところですね。5行目、6行目のところです。「決して一般的な制度ではない」というご認識を示されているので、確かに諸外国と比べれば一般的でないのかもしれませんが、かなり定着している部分、馴染んできている部分もありますので、日本は日本独自でよいという考え方もありますので、その辺をどう仕分けされるのかなというのが一つございました。

また、次の5ページ、見直しの考え方のところなのですが、まだこの検討会議では大きな議論にはなっていないと思うのですが、分科会ではかなりの議論があったかもしれませんが、基本構造の見直しのところで(a)、(b)という分け方、2つの方向で見直すことが考えられるようになっておるのですけれども、これだけ読んでいきますと、あたかもこの2つだけのようにとられる方もおられるのではないかなという危惧を持ちました。といいますのが、6ページ目にあります、基本構造の選択可能性、あるいは、その前の3ページにあります、基本構造の決定方式のところでも、文脈にもあらわれているように、また西尾主査もおっしゃっていたように、やっぱりそれぞれの自治体が基礎構造についても、ひな型、モデル案をもとに、色々な柔軟な対応があつていいのではないかなというふうな流れもあると思えますので、その辺の位置付けをもっと前面に出した方がいいのではないかなという印象を持ちました。

それと関連いたしまして、この6ページの上の方の段ですが、すなわちこういった議論があるよと、色々なことが考えられるよという記述にはなっていると思うのですが、予算執行後の検査権・調査権の拡充ですとか、招集権、議事堂の管理権等については、まだこの場ではなかなか議論していないので、このまま一気に書き上げてしまってもいいのかなという心配もしたところがございます。

あと7ページにつきましては、(3)の「住民の縮図」としての議員の構成のところ、環境整備のところなのですが、「休暇、復職、休職制度」は理解もできるのですが、確かこの場でも議論があつたと思うのですけれども、議会の開催のやり方、夕方ですとか、休日ですとか、北欧型のように、一般の方でも参加できる議会の開催の制度ということも、加味していただくといいのではないかなと感じたところがございます。

また、次の8ページ、同じ関連、議会の選挙制度のあり方につきましては、以前、多分この場で出たと思うのですが、例えば、北欧型の比例名簿式による代表制のやり方とか、これは政党本位の選挙制度がそれを意味しているかと思いますが、一般の方にわかりやすくするには、その辺まで少し具体的に書いて提示しても、議論が起こっていいのではないかなと感じました。

また、次の(5)の議会運営では、「市民集会」という言葉にちょっと違和感を持ちまして、我々、「市民集会」というと、多くの市民を集めて、議論をしたり意見交換することを想像する訳ですが、おそらくこれは議場での意見交換や質疑だと思しますので、一般的には多分、「パブリックヒアリング」とか、「公聴会」とか、そういった名前のほうが良いのではないかなという印象を持ったところでございます。

それから、全般的に思いましたのは、第一分科会と第二分科会のまとめをいただいているわけですが、議会のあり方と監査のあり方ということを集中的に入れていただいているので、以前の地制調でいいますと、直近の地制調の議論の深まりのところというふうな位置付けに、外から見ると見られる方もいらっしゃるので、是非、西尾委員が最初に触れていただいたように、「ほかにも色々な項目を議論するのだ」ということを発信していただくことも、とても大切かなと思っております。あと、直接文言には出ておりませんが、以前、寺島町長さんもおっしゃったのですけれども、議会との関係でいいますと、「議会の責任のあり方」というのでしょうかね、色々な議決とかについての責任というのを首長側、議会側はどのようにするかということも、とても大切な議論じゃないかなと感じた点がございます。

第二分科会の方では、監査制度ということでございまして、気になったのは2ページありまして、上から4行目に、多くの地方自治体で色々不正な経理処理等が「蔓延」しているというふうに書いてあるのですが、「蔓延」まではまだいっていないと思われまして、え、若干表現はソフトな方がいいのではないだろうかと思いました。もちろん課題があるのは認識をしているところでございます。

また、監査制度の方では、最後の方でございまして、あまりたくさん言っても申しわけないので、最後のページにありますように、5行目に、これらの動向を受けて、発生主義の制度化への意見があればということなのですが、私の認識では、片方では総務省でのこういった公会計制度に関する研究会の流れも受けておりますので、かなりの部分は国によるリードもあるという認識も持っておりますし、下から5行目の政策、情報開示に関する

ところでは、既に総務省のホームページからリンクして、すべての自治体の財政事情や指標を見られるようになっておりますので、そういったことにも触れていただいた方がいいのではないかなと感じたところであります。

【小川政務官】 大変多岐にわたるご意見をありがとうございました。たたき台（案）でございますので、最終的な案の取りまとめに向けて、大いに参照、参考にさせていただきたいと思います。主査をお務めいただいた西尾先生、碓井先生から、もし何か特段のコメントがございましたら。

【西尾名誉教授】 極めて多数にわたって指摘されたので、私、頭が悪いものですから、全部について一々答えることができません。ただ印象に残ったこととして、例えば一番最後ぐらいに言われました、市民集会という言葉が適切かというような点ですね。パブリックヒアリングとか、公聴会とか言い直しちゃいけないのかというようなご指摘もありましたので、そういうことは追々、もう少し表現上何が適切かは、私の方でも考えさせていただきたいと思います。

それから、制度の選択肢の挙げ方の問題について色々ご指摘をいただきましたけれども、何よりも、戦後何十年と今の現行制度をずっと運用してきたわけでありまして、市長おっしゃるとおり、日本の地方公共団体の方々は、この仕組みに相当習熟して、慣れているわけです。ある意味では、広く定着していると言っていいと思います。それに対して、これだけしかできないのかと、ほかの選択肢はないのかということが問題として出てきているわけですから、現行制度というのは、基本的に一番有力なる選択肢なんですよね。この現行制度を基本的に維持しながら、細部について、まだ改善する予知はないかというのは、今までも地方六団体等から色々ご意見があつて、累次の地方制度調査会でも議論してきたことですから、現行制度に更に細部について改善を加えながら、これを基本的に維持するというのは、最も有力なる選択肢の一つである。これは当然のことだと思います。

しかし、それと違う形態は考えられないかということで、例えば、(a)の方向も(b)の方向も、方向性としては相反する両方の方向で、選択肢が考え得るのではないだろうかということを述べているわけで、それじゃあ具体的にどういう選択肢があり得るか、あるいは、憲法上それが許されるとしましても、本当に望ましいのかというのは、また別問題でございまして、そのあたりをこれから十分議論をしていかなきゃいけないと、そうご理解いただくよりしようがないんじゃないかと思っています。

【小川政務官】 ありがとうございました。碓井先生、よろしいですか。

【碓井教授】 先程の2ページ目の蔓延という言葉につきましては、確かに強い響きがございます、気持ちとしては大変深刻な事態だということでこういう言葉を使ったのですが、それはご指摘はご指摘として受け止めさせていただきたいと思えます。

それから、全体の構成といいますか、分量からいまして、7ページの「3. 財務会計制度の見直しの考え方」のところは、私どもの分科会として、必ずしもまだ十分な検討を加えてきておりません。それで一番最後の8ページの〇のところ、「以上の点を考慮の上、国の財務会計制度との整合性を踏まえつつ、今後、検討を進めていくことが必要である」というところでは、もちろんこれから更に審議を深めていく必要がある、こういう認識で、そのアンバランスといいますか、それはそういうふうを受け止めおきます。

それから、先程の財務書類のことのご指摘等もありましたが、この辺についても更に現状の分析も進め、それを基礎にして、どのようにすることが望ましいかということの議論を深めていくつもりでございます。

【小川政務官】 両先生、ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、奥山市長さん。

【奥山市長】 先程の西尾先生のご説明の中にも、まだこの第一分科会の基本的な考え方の中にも、例えば、私どもの政令指定都市が常々ご意見申し上げているような、都市規模による課題等については、今後の課題として整理されているのだというようなお話でコメントをいただきました。ありがとうございます。

今日お手元のほうに、指定都市市長会の封筒に入りました資料を配付させていただいておりますので、私の意見と関連して、ちょっとそちらの方をごらんいただければと思うものでございますけれども、指定都市市長会で、先般色々この課題について話をしましたことのまとめたものでございますので、全体につきましては、後程お時間のある際にご高覧をいただければと思うわけでございます。基本的には私どもは、今回の地方自治法の改正というのを、都市の力をより基礎自治体として有意義にこれからの国土の発展、また住民の福祉向上に向けて活かすために、どのような改正が有益であろうかというような点から、議論を進めさせていただいたものでございます。

それに従いまして、基礎自治体に多くの権限を持って、そこで住民の意思を反映していくということが大切ではないかというようなこと、そしてまた、特に大都市に多い固有の様々な行政需要や課題に対応するための制度的な変革が望まれるであろうということ、しかしながら、この議論においては、現在の指定都市を固定的なものと考え、現在の政令指

定都市のみが、例えばここで提案しております特別自治市に移行するというようなことではなく、例えば、ある程度中核都市であるとか、そうした都市の皆様も、考え方によっては選択ができるというような広範な発想からの議論が必要ではないかというようなことがあって、今回まとめさせていただいたものでございます。

色々当面の措置と書いてございますけれども、基本としては、大都市はたくさんの権限移譲を受けて、また住民自治を力強く推進していく意志も力もあるという発想でまとめさせていただいたものでございます。後程ごらんいただければ幸いです。

また、今回、お取りまとめいただきました資料のほうに戻させていただきますと、先程のご意見にもございましたとおり、なかなか議会のほうのあり方につきましては、現実の、現在の二元代表制を、かなり長くやっておりますので、私どもの思考もそれにとらわれているという部分が多いことは事実でございます。そういう意味では、あまり大きな変革というのは運用の中で困難があるのではないかと考えてございますけれども、やはり（b）の方向、例えば議会と執行機関の責任を明確化することによって、より効率的かつきちんとした運用ができるのではないかとといったようなことについては、私もまた1人の市長として、そういったことが可能でないかと考えておまして、今後議論がより深まることを望んでいるものでございます。

また、第二分科会のほうでお話をいただきました監査のあり方につきましても、基本的には現在の監査を更に精査した監査の人材の登用でありますとか、また地方自治体の規模によつての制約を克服するような共通の監査機能の設置でありますとか、そうしたことは大いに有意義なのではないかと思ひながら、このご報告を拝見したところでございました。以上でございます。

【小川政務官】 奥山市長さん、ありがとうございます。

両主査からは特段のことがございましたら、是非積極的にいただけたらと思いますし、なければ、またほかの先生方……。

【西尾名誉教授】 それでは、ちょっと発言させていただきます。先程の多久市長からのご意見とも共通しているのだと思うんですけども、我々はこれから自治体の政治構造の基本構造、言いかえれば長と議会の関係というものについて、憲法の許す範囲内で現行制度とは違う型も考えようということを考える場合に、どういう観点で考えるんだろうかということなんです。

一つは、議会については、都道府県議会と市町村議会と同じ、常に一緒に扱っていたん

では限界があるのではないかという意見も私自身も持っておりますし、そこは都道府県の議会と市町村の議会を区別して議論していかなければいけないんじゃないかと思うのですが、長と議会の関係についても都道府県と市町村と区別がついた方がいいんだろうか、そこはある程度同じ、現在基本的には同じなんですね、同じでも何ら差し支えないのか、そこは区別すべきなのかという観点があります。

あるいは、同じ市町村であっても政令市、中核市、特例市、一般市、町村とあるときに、政令市や中核市ならこういう制度がふさわしくて、普通の市町村ならこれがいいという問題なのかどうかということなんです。そこはよくよく考えていくと、そうかもしれないし、それは無関係かもしれないんです。どんな自治体であれ、この3つなら3つの制度の中からご自由にお選びくださいというので済まないのだろうか。これは都道府県向きですとか、これは小さな自治体向きですとかいう型をつくっていくと、今のように全部画一的に決めるではありませんけれども、昔の府県制と市制、町村制を区別していたみたいに、都道府県はこれでいきなさいとか、市はこれでいきなさいとか、町村はこれでいきなさいといったら、今よりは多様化しますけれども、それぞれの自治体にとっては強制されるんですね。これでいきなさいというふうになりがちだと、大きな自治体はこうしなさい、小さな自治体はこうしなさいと決めたのでは、あまり選択権を与えたことにはならないですね。本当にそうしなきゃいけないのか、そうではなくて、考え得る幾つかの特徴を持った、この制度にすればこちらに重点がありますとか、この制度にすればこういうメリットとデメリットがありますという並列的に3つなら3つ、4つなら4つの選択肢があって、後はそれぞれの自治体のご判断でどうぞという方がいい制度だと考えるか、そこがまだ詰め切れていないわけですね。もう少し細かいことを議論していかないと、何とも言えないのではないかという気持ちを持っているということなのです。

【小川政務官】 西尾先生、ありがとうございます。

いかがでしょうか。どうぞ、五本議長。

【五本議長】 全国市議会議長会でございます。地方自治法抜本改正に向けての第一分科会、第二分科会の先生方、大変どうもご苦労さまでございました。本当にどうもありがとうございます。

色々読まさせていただいてわけでありましてけれども、その中で、3ページの上から4行目の○であります、「日本国憲法が地方公共団体の基本構造に関して」というところでございますけれども、この末尾に「地方自治法が一律に定める現行制度とは異なるような組

織形態があり得るかを検討していく」と書いてあるわけでありますが、私もこれを読んでおきまして、私ども市議会議長会といたしましては、今日まで現行の二元代表制を堅持しつつ、意思決定機関としての議会の権能をより強化していくことによって、より一段と強い議会を構築し、二元代表制の機能を高めていくことを目指すべきと、再三私も申し上げてまいりましたので、この方針は全く変わらないわけでありますので、このことにつきまして、このあたりがちょっと気になるなということでございます。

また、私どもは、議会と長の関係の検討に当たっては、単なる制度論としての議論ではなく、我が国が60年を超える地方制度としての分野を支えてまいりました二元代表制の経験をしっかり踏まえながら、個々の項目について、その実態や長所、短所も含め慎重に検証し、更にまた、これらの地域主権の推進のもとにおいて、住民自治のあり方を大きな目で見据えた上で議論すべきであると考えております。そのことから、議会の招集権、議会の予算執行権等について、その検討の中で議会に付与すべきでないかと考えておりますので、ご理解賜ればありがたいという具合に思っております。

しかしながら、もう一方、6ページに出ております議会の招集権、議会の予算執行権については、(b)の議会と執行機関、それぞれの責任を明確化する純粋な二元代表制のもとでなければ、議会が有するものがないのではないかと受け止めておられるんじゃないかというおそれがあります。(a)の議会が執行権限により責任を持つという方向、(b)の純粋な二元代表制を徹底していく方向、この2つの検討の方向が示されておりますけれども、現行二元代表制を私どもは維持しつつ、その中で議会招集権の付与など、議会の権能の強化を図っていくという検討も十分あり得るのではないかと考えておりますので、ひとつまたよろしくご理解とご助言があればという具合に思っております。

以上であります。

【小川政務官】 ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、野村議長さん。

【野村議長】 上松町議会議長の野村でございます。「地方自治法の抜本的改正に向けての基本的な考え方」について、第一分科会、第二分科会とも大変精力的に検討していただきまして、感謝を申し上げます。

せっかくの機会でございますので申し上げさせていただきたいと思います。

まず、第一分科会関係でございますが、現行の憲法のもと、我が国の地方自治、とりわけ住民自治が発展していくためには、現在の二元代表制においてご指摘のように、長と議

会が健全な緊張関係を保ちつつ、それぞれの役割を的確に果たしていくことが必要だと思います。

そのためには、長に優位になっている現行制度を改めていただき、バランスをとることが必要ではないかと思います。具体的には、議会の招集権、また長の不信任及び議会の解散、また再議制度や議会の予算執行権などを見直すべきだと思っております。したがって、議会内閣制については、仮に選択肢の一つとしても採用すべきではないと思います。

また、自治体の規模により議会の運営も異なります。現行自治法では議会のことがかなり詳しく規定されておりますが、今後の地方議会の組織、運営については、法で規定することは基本的なものに止め、可能な限りそれぞれの地域の実情を反映できるように自治体の条例に任せるべきではないかと思います。

その際、自由度と選択肢を広げるというのであれば、都道府県や市町村、あるいは人口規模等によって国が選択肢を定めるのではなく、自治体が自由に選べるようにすべきものとも考えております。更に、町村の場合、人口減少や処遇面で議会議員のなり手を恒常的に確保するのが非常に困難になっております。この際、選挙制度や労働条件を大きく見直し、女性やサラリーマン、ほかの自治体であれば公務員も自由に議員になれるようにすべきと思っております。

合併の嵐を潜り抜けた多くの町村議会では、議員同士はもとより、住民との直接対話を重ね、自分たちの町や村を何とか元気にしようと、色々な工夫をしながら議会の活性化に努めておるところでございます。どうかそうした現状をお酌み取りいただき、制度の見直しを進めていただければと思っております。

次に、第二分科会関係についてであります。自治体において同じような不祥事が繰り返されている実態を見るにつけ感じることは、監査制度が云々というよりも、執行機関が自己責任を満たす組織となっていない、すなわち上司が部下の仕事を十分に把握し、チェックできる体制になっていないのではないかと思います。確かに、定数は増やさずに昔よりやることが大変多くなり、難しいシステムも導入されており、執行機関内におけるチェックがなされないまま職員一人に何もかも委ねてしまう、余裕のない体制となっているのが不祥事を防止できない原因、要因となっております。もっと内部統制がしっかりしておれば不祥事が例えあったにしても、組織を揺るがすようなことにはならないと思います。まずは、人材の確保を含め、内部統制の構築が肝心ではないかと思っております。

だからといって、現在のような監視機能が不要であるとは申しません。その自治体が誤

った法解釈をすることもありましようし、政策的に不適正な財政運営を行ってしまうこと
もあります。それを正すのが監査委員であり議会であります。そして、これらが自治体内
にあって、執行機関から独立していることが自治体の自浄作用として意味のあることであ
り、独立性を高めるように現行制度の改善を求めるものであります。

更に、自治体だけで適正化できないものをチェックする機関として、外部監査が必要と
思われますが、その条件としては行政のことをよくわかっていること、財務に詳しいこと、
独立性が高いこと、経費が大きいということが求められます。そういう点でご提案の
ように、自治体共同の監査機関を立ち上げていただければ、独立性、専門性も高く、費用
的にも安心して外部監査を任せられるものと思われます。

財務会計制度の見直しについては、ご指摘のように、不適切な経理の要因となっている
国庫補助金制度のあり方を見直すことが、是非とも必要であり、また何でも民間準拠が行
政に合っているとは思いません。税と予算を基本とする行政に即した制度を検討すべきで
あると思います。要は、議会も執行機関も監査も住民主権が最大限実現されるような制度
設計が求められていると存じます。

【小川政務官】 野村議長さん、ありがとうございました。

続きまして、いかがでしょうか。どうぞ。

【金子議長】 第一分科会において選挙制度について触れていただいているんですが、
政策本位、政党本位の選挙制度も考えるべきだ、そういう記述があったと思いますが、私
は地方議会議員はむしろ中央政党から独立した独自性を持つべきだと常に思っているん
です。中央政党の下請け稼業みたいな、そんな政党にむしろ属しない方がいいと私自身は思
っております。地方議会は地方議会としての独自性を高めていくべきであって、中央政党
の政策に右へ倣えをしていくような体制はいけない、逆の方向に行くべきだと私自身はこ
ういうふうに思っております。

ですから、選挙制度については、我々の方から提案をいたしております郡市の単位を抜
いて、やはり条例で町村単位による条例で、その地域に、実情に合った選挙区制度を採用
していく、そういうことによって、むしろ中央政府と地方政府議員・議会という捉え方を
強く持っていくべきだと思っております、中央政党の系列化には決してなってははいけ
ないと、こういうふうに私自身は思っております。

それから、行政職に、議員が執行機関にという話、六団体のヒアリングのときにも各団
体、これには消極的な姿勢を明らかにしております。ですから、やはり二元代表制を軸と

した制度設計の改革に議論を深めていただきたい、こういうふうに思いまして、この執行機関に議員がなるということについては、むしろもう除外をしていただきたいと思っています。西尾先生がおっしゃるように、一つの考え方としてあるんだということではあるんでしょうけれども、むしろ二代表制を軸とした議論を深めて、先程西尾先生から選択性のお話が縷々ありました。やはりそこら辺を詰めた議論を是非していくべきではないだろうか、こういうふうに思っております。

それから、議員の職務・職責、職務の位置付けについてですが、これは我々地方議員は議会に出席して議論をするのは当然でありますけれども、やはり多様な住民の意見を反映する機関として、常に日常の議員活動がその基本、もとになってきているわけです。ところが、そこら辺については住民とのずれが少しあると私は思っております、そういう観点からも議員の議会の役割、議員の職務・職責を明確にすることによって、議員活動に対する住民の評価や期待というのが生まれてくる、そして当然のことながら、議員としての自覚を促していく、そして職務を明確にすることによって、住民への説明責任も当然伴っていくという方向などでお考えをいただきたいと、こういうふうに思っております。

以上、申し上げます。

【小川政務官】 ありがとうございます。今の点、かなり根本的な問題意識だと思うんですが、西尾先生、ご見識……。

【西尾名誉教授】 ご見識って、私が決めるわけではないので。今日も参考資料というのが配られていまして、5月19日に我々第一分科会、第二分科会の合同会議を開きまして、地方六団体からご意見を伺ったわけです。そのときに、地方六団体が提出された資料は、ここに全部綴じられて出ております。今、議長会その他からもご意見がありましたけれども、すべて議長会のご意見として、それもうほとんど既に出ていることですね。それを承知の上で書いているとご理解いただきたいと思うんです。例えば招集権問題とか何かを例にとれば、3議長会はそれを議長に付与せよということをやっと主張されておられます。しかし、過去の地方制度調査会以来、3長会のほうは、慎重に対処せよと常に言っておられるわけです。六団体の中で長と議会の関係者の間で意見が分裂しているわけです。これをどう考えるかということが、もうずっと、延々として課題である。公選職として位置付けろという問題についても異論があるわけです。これをどういうふうに扱っていくかということが、また我々に課せられているわけですが、これは慎重に色々考えていかななくてはいけない。どういうことが生まれるかということを考えながら考えていかなさ

やいけない。

従来の地方制度調査会は、そういうふうに六団体等から改革、要望事項が出てきたことについてどこまで合意が形成できるか、そして、それが本当に好ましいことかということも議論して、だんだんだんだん、徐々に徐々に現行制度を基本に改革をしてきたわけですが、今回、この地方行財政検討会議を設置された政権側は、地方自治法の抜本見直しだとおっしゃって、考えるべき範囲というのをものすごく広げられたわけです。そういう、非常に大きな課題を背負わされた我々は、従来のような地方制度調査会の軸のような議論を続けているだけでは済まないんだと思うんです。この広げられた土俵の中で、これからどうやって議論を集約していくんだろうかということが我々に課された課題でございます。この分科会はまだほんの数回しかやっていないわけですから、早く結論を出せと言われても無理なんではないだろうか、引き続きもうちょっとこの中で、徹底した議論をしなければいけないんじゃないかと思っています。

【金子議長】 そのことはよくわかります。意見を申し上げさせていただいて、参考にさせていただきたいということで発言をさせていただいております。

【小川政務官】 ありがとうございます。

横尾市長さん、どうぞ。

【横尾市長】 たまたまですけれども、昨日か一昨日か、この数日以内の夜の番組だったと思いますが、テレビで報道されておりました。ストックホルム市議会のことが出ていたのです。北欧で福祉をちゃんとやっている議会の状況ということでした。その概要説明によると、議会は議会でも兼務の議員さんと常勤の議員さんがいて、給与はもちろん違いますし、仕事の働きも違う。兼務の方はどういう立場かということ、大工さんであろうと、左官工事人であろうと、看護師さんであろうと教師だろうと、議員として入ってくる。やっぱり多彩な職業の方が入ってこられている。片や常勤の方は、シティーマネジメントに深く関わって、色々なこともやっつけていかれるという一つの選択肢ですね。

ですから、西尾主査がおっしゃったように、抜本的な改正の中で様々な選択肢を考えるとなれば、そういったこともあり得る。あるいは欧米、例えばオーストラリアとか、北米でもそうだと思いますが、似たように、ディレクターに議員を兼務させるとかもあり得る。そのような選択肢はやっぱり残しておかなければいけないのではないかと思うのです。もちろん、とらないといえどとらないという選択肢ですので、という感じはいたしたところなんです。

それと関連で、できたら議長会の関係の方に聞きたいのですけれども、先程来、招集権の話が出ているのですが、確か私の認識では第28次地方制度調査会で、このことが議論されまして、「議長には臨時議会の招集請求権を付与する」という答申がなされ、それに基づく地方自治法改正が今般行われているのではないかなと認識をしています。

そうすると、最終的に発令するのは誰かということもこだわりがあるかもしれませんが、実質的にはそういった招集請求ができて、議会の臨時議会も招集ができるようになってきていると思うのですが、その辺についてはいかがですか。それでもまだ足りない、やはり議長名で招集することに意義があるのだということなののでしょうか。

【金子議長】 私はそのことについては今日はあえて発言はしませんでしたけれども、執行3団体のご意見と議会3団体の主張とは少しずれがあることはよく承知をしております。

今の制度で議会側から臨時議会の招集の請求権があることで、それ以上の不都合は起きていないんじゃないかというようなご意見が随分多いわけですが、これは我々も、何といえますか、主張はいたしておりますが、これはどこかできちっと折り合いをつけなきゃいかん話かなと、こういうような認識は持っておりますので、最後まで執行団体と角を突き合わせていくような気持ちはありませんので。色々な議論の考えの中に、やっぱり入れるべきだとは思いますがね。

【小川政務官】 ありがとうございます。

どうぞ。

【五本議長】 平たい話で言いますと、私どもは年4回、議会がありますね。その空間がありますから、この空間の中で、何か執行者側に対してこれは問題じゃないかというのがある場合、今先生がおっしゃった臨時議会の招集権と、この範囲内では対応できないものが出てくるんです。ですからそういうことも言っておりますので、格好よく言いますと、何かこちらが追及したいことがある。だけれども、議会を開けないから何もできない、あるいは委員会においても、会期中の時のように常任委員会を開けないと、こうなりますからこういう問題が出てまいりますので、これは議論をしていって、お互いに理解できれば、それはそれなりにまたこうなりますので、ひとつまた色々ご意見を交換したいと思います。

【横尾市長】 運用面ですね。

【小川政務官】 ありがとうございます。ほかはいかがでしょう。

ちょっと私は進行の立場ですが、金子先生はすごく本質的なことをおっしゃったんです

けれども、地方議会は国政の政党色なり政策と切り離してという議論がありました。これはちょっと不正確だったらいけないので、もし間違っていたら後で正していただきたいと思うんですけども、二通りありまして、イギリスは中央も小選挙区制度で議院内閣制で、地方も原則小選挙区制で議会執行部制が基本なんですね。最近は選択制を入れていますが、でも。確か、アメリカの地方議会はノンパルチザンというか、政党か会派所属みたいなことを確か制限しているか何か、そういうものがあつたと思うんです。要するに、どちらもありだと思ってしまうんですけども、地方議会が政党、政策、国政と切り離さなければならぬとしたら、その理由は何なのか。そこはどうですか、ちょっと突っ込んで話をすると。

【金子議長】 今の小選挙区制度の中で二大政党政治を進めていくということになって、地方議会がすべてその政党の系列下になるということは、私はやっぱり、地方自治の本質からいっても馴染まないと思っております。

ですから、何といたたらいいのでしょうか、日本の自治にはそういう制度は合わないんじゃないでしょうか。私は、住民の感性とも違うと思っておりますけれども。

【小川政務官】 なるほど。ちょっとそこで問題提起としてお聞きいただきたいんですが、仮に自治体の仕事が身の回りのお世話をする世話人会的な機能だと、そうすると、あまり政党色なり政治色を帯びるのは好ましくないという議論は成り立つと思うんです。

ところが、政党化するかどうかは別にして、これまでの地方政治を、特に議会を、個人色が強い、個人後援会が強いものから政策を軸にしたものへと、一つの見方ですけども、機能を上げていかなきゃいかんというコンセプトからすると、まさに地方政府、地域の経営体として機能している地方政府の地方議会ですから、失うものはあると思いますが、政策化なり政党化、そちらへ向けて一段、二段上げていこうという議論もあり得るんじゃないかと、個人的に思っています。

【金子議長】 それはあると思います。ちょっといいですか。

【小川政務官】 今の点と併せて。

【金子議長】 我が国には政党法というのはありませんよね。政党に関するものは、政治資金規正法と、何だったかな。

【小川政務官】 政党助成法じゃないですか。

【金子議長】 公職選挙法と、政党助成法とありますね。ですから、政党の要件というもの、国会議員が5名以上で、直近の選挙で何パーセントとかいうふうになっていると思うんですが、我々はむしろ、地方政党を政党法にのっかって政党法ができて、地方政党と

いうものをむしろ立ち上げていきたいという感覚を持っているんです。

そして中央、国の政党とは、選挙のたびに政策協定をすればいいんじゃないかというふうなところに、私は考え方はあるんですけども。

【小川政務官】 なるほど。もう一つお聞きしたいのは、二元代表制を基本したけれども、日本には憲法がありますから当然それが前提になるのですが、大都市で機能的に、非常に抑制と均衡とか、チェックアンドバランスとかを発達させなければならない町のマネジメントと、それから本当に、この間も東京の御蔵島の議長さんが、ちょっと個人的な縁でお見えになっていたのですが、人口が300人といいましたかね、議会の議員数が6人だったかな、そういうところで、本当に二元代表制というのを厳密にやる必要があるのかという議論は、これは制度的にはあり得ると思うわけです。

そこまで議論するかどうかは別にして、私の個人的な一つの理想型というか、これは色々議論があると思うんですが、これもちょっと、不正確ではいけないんですけども、確かドイツの州知事は連邦参議院議員じゃないかと思うんです。例えば日本だって、都道府県知事は上院議員として国政にかかわっている、市町村長は、都道府県議会議員としてかかわっている、地域のコミュニティーのマネジャーは、市町村議会議員としてかかわっている、つまり、エリア限定、権能限定の執行にあずかりつつ、より広域では全体を考える議員として活動しているというようなこともあっていいのではないかという気がしますが、そこは金子先生、どうですか。

【金子議長】 それはあまり広げ過ぎじゃないですか。そこは議論をあまりにも広げ過ぎていないんじゃないでしょうかね、その辺の話は。やはり長年慣れ親しんできた制度ですから、それを大幅に根底から変えていくというのは、なかなか国民的理解が得られる制度にはなっていないのではないかと思いますし、ですから、やはり二元代表制を主体として多様な人材を議会に参加できる制度、そして議会のあり方としては、やはり今、お話になった人口500名ですかね、300名と500名の町や村もあるでしょうから、やっぱりそういうところにおいては、県議会と同じような行儀しきたりでみんなやらなきゃいかんのかというと、それは違うと思うんですよ。ですからそこら辺はやはり選択性を持って、条例や会議規則で決めていくことができるような体制整備というのがむしろ必要なのではないだろうかと、私自身はそう思います。

【小川政務官】 ありがとうございます。ちょっと進行の立場から出過ぎました。

他にいかがでしょうか。どのようなことでも結構です。斎藤先生、どうぞ。

【斎藤教授】 それでは、2点、意見を申したいと思うんですが、一つは、用語の問題でもあるんですが、第一分科会の資料で、6ページの最初に「団体意思の決定機関」ということが、(b)の考え方でいくと、団体意思の決定機関としての役割が基本であるというので、以下、こうだと、(b)の考え方でこうなるという筋は私もわかっているんですが、そこで団体意思の決定機関という言葉、これは従来は非常に形式的に用いてきたと思うんです。つまり、地方公共団体の意思表示の内容を決定する、そうだとすると、条例や予算の決定だけではなくて、前から議論に出ている契約の締結についての決定とか、それから公の施設についての決定、96条がずらっと並べている、あれが入り得る言葉として使ってきたのですね、団体意思の決定機関というのは。

ですから、ここで方向として出そうとしているのは、その中の執行に事前に関与するような決定じゃなくて、条例や予算の審議を含めてしっかり審議して、そういった重要事項といいますか、基本事項について審議、決定していこうということなので、何か別の言葉といいますか、あるいは補足説明があったほうがいいかなという意見です。

同じ団体意思の決定という言葉が4ページの真ん中の○、「機能の観点からの課題」の2つ目の黒ポツのところでも出てきますが、ここでは明らかに団体意思を決定する機関と見たときにどうかというと、条例立案などの政策形成が前提に来ているので、やはり事細かな執行に関する形式的な意思決定じゃなくて、条例や予算や計画などについての決定ということを念頭に置かれているんだと思いますので、そういう意見です。

併せて、(b)の考え方をとると、より実質的に議会が監視できるように、6ページの方では条例制定範囲を拡大して、事後チェックがきちんとできるようにしましょうと、これは分科会でも出た議論ですし、そのとおりだと思うんですが、具体的にこれはどういうことをイメージしているのかということで、長の権限として、規則で定められていたことを条例に変えることによってしっかりチェックできるというのですが、規則制定権自体、第1次分権改革以降、限定的に考えて、条例でできることというのはかなり広がっていますので、それ以上にこの分野で規則から条例に変えるということでどういうものが出てくるのかなというのは、ちょっと今後考えなければならないのかと思いました。それが1点目です。

それからもう1点目は、やはり先程から議論が出ている、いわゆる議会内閣制の話です。5ページです。この点は、(a)の考え方をとるとしても、問題があるという指摘もあるということで、これは私が分科会あるいは全体会で憲法上の権力分立、あるいはその下での

権力分立という点でも問題があるんじゃないかということは、ここに入っているという前提ですので、その点は再度申し上げます。

ここで言いたいのは、(a)の考え方をとると、その上の○で、議会による執行機関の監視がより一層機能するようになるということで、その次の○に移っているわけです。ただ、議会内閣制なり、議員が執行機関の構成員を兼ねるとするのは、この上で述べている議会による監視が一層機能する方向になるのかというのについて、やや機能なり、現実の点で疑問があります。

例えば、執行部の側に入った議員の方が何か執行部の問題をキャッチして、議会のほうでそれを問題にしたいと考えたときに、指揮監督下にあるというのを厳密に考えますと、それを議会側には伝えてはいけないという考え方も出てくるのではないかという意味で、この点、上の執行機関の監視が機能するようになるということと兼職禁止の解除というのが、つながりがいいのかどうかというのは考える必要があるんじゃないか。

そうしますと、(a)の考え方で、現在より議会がより責任を持つあり方として、分科会でも、このあり方だと具体的にどうなるのかということについては、色々な現行制度はほぼそのままになる、つまり、先程申しました契約締結についての議決とか、色々なことが現行ベースで、プラスアルファで何があるのかというので示しているんで、それが、一つ目は、議会が更に責任を負うことというので、これはやはり具体化が必要かなということと、議会内閣制以外に(a)で考えた場合に、何が新しいことができるのかというのを更に考えなければならないという、これはコメントですけれども、以上です。

【小川政務官】 ありがとうございました。

西尾先生。

【西尾名誉教授】 1点目の団体意思の決定機関という表現ですけれども、これは団体意思の決定というのと機関意思の決定というふうに対比して使う使い方もありましたので、ここで団体意思の決定機関という表現が適切かなと、それぞれ何カ所もあるんですけども、もうちょっと考えさせていただきます。

【横尾市長】 議会が執行部側と連携したポジションになったときには、色々義務の問題はどうかというご指摘がありましたけれども、実態の一部をご紹介しますと、例えば、議選の監査委員さんがおられます。この方は監査について、調べようと思ったら、ほとんどすべてのことを質疑応答できるわけです。そこで調べた経理の問題とか監査の問題とか、執行に対する問題についてはきっと強く認識をされておりますので、そこをどこまで議会

で質問されるのか、同僚議員と連携をしてご指摘をされるのかは、ある意味で良識によるところだと思いますけれども、変に包み隠すことがない限りは、それはそれで認識してもらって、正すために議論をしていくというのは重要だろうと思います。

結果、何が重要かという、住民にとってどちらがハッピーかということだと思いますので、公正さを保ちながらよりよい行政をしていくという意味で働けばいいのかなと感じますし、現実としても、多分それぞれの議会と行政執行部の間では、そのようなことはもう実際は一部あるのだと思います。

【小川政務官】 ありがとうございます。予定の時刻まで30分少々なんですが、碓井先生からいただいて、後、ご発言いただいている委員の皆様からも少しいただきたいと思います。

【碓井教授】 先程、斎藤委員からご指摘のあった第一分科会の6ページの条例制定範囲を拡大する云々と、そこで「規則等で定めた事項も条例事項にする」、これは第一分科会のたたき台のときに想定されていたかどうかはともかくとして、私が個人的な研究の上で今まで問題にしてきた事柄として財務に関する事項というのがございます。これは地方自治法施行令の中で、これ以外のことは地方公共団体の規則で定めると、そういうふうに施行令の中で規定されているわけです。ですからそれをもとに、今日首長さん方もお集まりだと思いますが、財務規則とか会計規則とか契約規則とか、名称はまちまちあり得るんですけども、財務に関することはみんな規則で制定しているところがほとんどであります。

最近、野田市かどこかで、内容は限られているんですけども、契約に関する条例を制定したと聞いておりますが、ですからそこには、今のほぼ通用している解釈では、議会は条例制定という形では関与できない。しかし考えてみると、例えば地方公共団体の契約の締結のあり方について、どういう規範をつくってどういうふうに執行していくかということは非常に大きな政策課題でもあるわけです。そこに議会が関与できないというのはいかにおかしいということで、私は個人的には、従来から、最低限規則で定めなさいよということの意味しているのであって、条例制定権を排除するものではないという解釈論を主張してきてはいるんですが、私の個人的な立場からいけば、是非そういう方向の解釈で済むことなのか、立法的な手当てが必要なのか、問題点として指摘させていただきたいと思います。

【小川政務官】 碓井先生、ありがとうございます。

横尾市長、ちょっと簡潔にお願いします。どうぞ。

【横尾市長】 簡潔に言います。ご趣旨はわかるのですが、財務規則すべてを議案にかけたら膨大な時間を要することになると思います。

例規集についてはすべて公開されておりますので、仮に問題があれば、直近の議会で、多分委員会でもかなり集中審議があったりして是正はできると思いますので、そこら辺はどうなんでしょう、ある意味で信頼の下にやっていくということが必要ではないのかなという気がいたします。逆に、議会が拘束をしてしまいますと、首長側が経営改革をしたくても今度はできないこともあり得ますので、現状は改善をしながらやっていくというのをご認識いただくと、ありがたいと思います。

【小川政務官】 ありがとうございます。残り30分となりました。せっかくの機会でございますが、達増知事、何かご発言はございませんでしょうか。

【達増知事】 議会と執行機関の関係の中で、純粋な二元代表制の仕組みとするという、二元代表制の純粋性を高める方向の改革というものがありますが、それは純粋性を高めていくと、対立の契機も高まっていくと思います。ですから、そこは議会と長が対立した場合の課題ということと関係付けながら考えていかなければならないと思います。

それで、地方自治体の場合には、国の政治ほど様々な対立の克服に投入できる政治資源が量的に少ないと思います。国政の場合は議員もたくさんいますし、議員秘書とか、政党スタッフとか、また役所、事務方も人がたくさんいますから、そういう人たちが大々的に対立したり、協調したりという政治的な調整を常に行うわけですが、地方自治体にはそうした担い手の数が少ないので、対立が深刻化した場合はかなりぐちゃぐちゃになって、マスコミがおもしろおかしく取り上げるケースがかなり多いという実態があると思います。

そういう場合に、国になくて地方にあるのが住民への身近さというところだと思います。議会や行政の現場に歩いていける、岩手県だとなかなか地理的に歩いていくのは大変なところもありますが、基礎自治体のことを考えれば、基本的にみんな歩いていける場所に、議会もあれば行政の府もあるのであって、いかに住民の力を活用していくかということが、この地方自治のあり方の改革を考えるときに大事だと思います。特に、議会と長との関係を考えていくに当たっては、住民が果たす役割というものも常に考えて、住民本意に良い結果が出るような改革を考えていかなければならないと思います。

監査制度や財務会計制度についても、この第二分科会の取りまとめた案は非常にいい方向にまとまっていると思いますが、ただ、これがよくなればなるほど、非常に専門的なチ

チェック体制というものが支配的になるといいますか、普通の人の感覚、住民の感覚というものから乖離していくとまずいなということも同時に思っています、特に規模の小さな基礎自治体であれば、役場の一人一人の動きまで住民に見えるという中でチェックしていく良さもあるのではないかと思います。それだけだと甘くなる場所もあるので専門的なチェックもやはり必要でしょうが、ただ、そこがどんどん高度化していくことで住民が見ていなくてもいいみたいになると、かえってまずいのかなということをお心配しました。

【小川政務官】 ありがとうございます。

松田市長さん、いかがですか。

【松田市長】 まず、第一、第二の分科会、今までの意見を的確に、わかりやすくおまとめをいただきました両先生に御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

今、二元代表制の議論もありましたし、色々な思い、ご意見をいただきました。いつも申しておることなんです、ベースにたくさんの住民が参加をしていただける制度というのが、やはり、これに尽きるのではなかろうかなと思っています。地域がそれぞれ、例えば基本構造の選択等々も、それぞれ色々な形で選ばれてもいいと思うんですけども、その中で、やはりたくさんの住民が参加をしていただく、また選挙できちっと反映できるということであれば、そう色々な形を恐れなくてもいいんじゃないかと、恐れないという言葉は的確ではないかわかりませんが、そう心配しなくてもいいんじゃないかなと、実はそのように思います。

そういった中で、ますますこれから地方の役割は高まってくるわけですし、今お話が出ました地方自治体の何万人から政令都市まで色々ありますから、その中の枠組みの中でどう制度を生かしていくか。またその中で地方が、自分たちの選択肢が広まるということで、そういった中で、住民投票なんかはこれから更に広まっていくのかなということを考える中で、住民投票のあり方というの、やはり、どういうやり方がいいんだろうかと、安易に住民投票ですべて決めていく方がいいのかということも、これから色々な形で議論が必要ではなかろうかと思います。

もう一つ、今言いましたような選挙制度なんですけれども、やはりこれはしっかりと、本当に時間をかけて、投票率のアップをどうしていくのかと、期日前投票なんかでちょっと広げていただいたり、投票率アップは少しはしたのかもわかりませんが、やはりそこがしっかりと、私は、どういう政治をしようか、例えば首長がどういうふうにしようか、そこに住民の目がしっかりと行き届くということであれば、私はそう大きな問題では

なかろうかと思っております。

一つだけ、ちょっとこの場をかりまして、長に有利だというようなお話もちょっといただきまして、私どもの市長会でこんな議論といいたいでしょうか、意見がありましたのでご紹介だけしておくんですけども、それは、最近におきまして、住民監査請求による賠償責任の議論がございました。これはこの間、六団体から出していただいたかどうかわかりませんが、ちょっと改めて、もし出ておれば重複しますけれども、首長の責任として、今まで現行は、大臣を含め、国家公務員については国家賠償法の第1条第2項によって、故意またな重大な過失があったときに責任範囲が限定をされる。更に、地方自治法242条の住民訴訟という制度はなくて、国家公務員個人が莫大な賠償責任を問われることは例を見ませんと。

一方で地方公務員は、特に地方公共団体の首長は、今お話をした国家賠償法の対象となることはもちろん、もう一つ、地方自治法の242条によって、住民訴訟の規定は、故意または重大な過失の有無にかかわらず、違法な行為または怠る事実のみで損害賠償を請求できる制度となっておるということでございます。いわゆる青天井で我々は責任を負っておるということございまして、民間でも年収の6倍とか責任者が上限があるということにもかかわらず、我々首長の方はそんなことである。二元代表制という形で責任論が色々、今お話をいただきましたけれども、やはり現況、こういうことも一つご考慮をいただいて、地方自治法等々の改正にも、こういう現状も踏まえてお考えをいただければと、市長会でこういう意見がありまして、是非ともこういう場で一言ということでございますので、あえて申させていただいたところでございます。

以上でございます。

【小川政務官】 ありがとうございます。これもちょっと、頭に置いておかなきゃいかん論点の一つですね。

【横尾市長】 前に出ましたね。

【松田市長】 出ました？ それは失礼しました。

【寺島町長】 いやいや、非常に大切なことですので、また松田市長さんから言っただいて、私もこの点について話してきているところです。

【松田市長】 ちょっと欠席しておったので、申し訳ないです。

【寺島町長】 いえいえ、大事なことですのでありがとうございます。

今回の資料、土日いなくて、飛行機の中で読んできたものですからの確でないかもしれ

ないんですが、地域住民がもっと自由度の中で責任を持つ、すなわち権利と義務が生ずるわけです。今回論議されている中で、今までやってきた中で問題点があることについては、私は抜本的改正は是非していただきたいと思うのですが、一方、六団体、議長さん方も、執行部側も、やはり今の制度を守りながら問題点は何か、よりよい姿にして、地域住民のために一緒になって、両輪で更に地域振興を図ろうというのが今までの論議じゃないのかと思います。また、六団体のヒアリングもそんな観点から行われたと思うので、色々な観点から今回、抜本的に検討するのは大変私も賛成なのですが、今、現実の実態として何が上手くいって、60年もやってきた中で、たくさんいいところもあるんです。地域住民にも馴染んでいるところがあって、しかし問題点はここだ、議会との関係もそうですが、きちんと検証した中で、前にも申し上げたんですが、どう改めたら良くなるのかと。今言ったような(a)案、(b)案の中で、こうしたほうが更にそれがいいんだとなれば、それをとるのもやぶさかではないと思うんです。先程から色々な意見が出ておりますけれども、招集権にしても、規則を条例にすることについても、私はそこまでしなくても、議会とそれぞれ執行機関が話した中で、これは両方の問題ともそんなに面倒な問題ではなくて、スムーズにいく問題だろうと思っています。それが地域の住民にとっても一番いいことですし、そういう現実的な実態を踏まえた中で、更に必要なものについては抜本的改正をこの際行う。今の制度のどこが問題点か比較検討もしながら、そして実態を踏まえながら更に深めていただければ、委員の先生には面倒なのかもしれませんが、そのような観点からは是非お願いします。

以上でございます。

【小川政務官】 ありがとうございます。申しわけございません。私自身、ちょっと衆議院の総務委員会の理事会で、5分後に中座をさせていただきます。お詫びを申し上げつつ、石原先生、いかがでしょう。

【石原教授】 2分ぐらいで。第二分科会の基本的な考え方に若干関わらせていただきました観点で、先生方のご報告を聞かせていただきました。野村議長さんがご指摘になった不適正経理の問題は執行の問題ではないかという、まさに一つの論点だと思います。その意味でこの監査のありようを考えますときに、内部統制の構築責任、これが首長のほうにあるというのを地方自治法上に明記する必要性を一層強く感じました。

2点目、そういう不適正経理を外部からチェックする際の考え方であります。これはまだ第二分科会の検討に入っておりませんが、指摘型ではなく、保証型の監査を行う、つま

り、執行機関がきちんとしたことの保証をもって、信頼性を付与するという観点から、外部からの監査のありようというものを整理していったらどうでしょうか。したがって、内部統制という概念、それから外部からの監査については、指摘型ではなく保証型で、毎年毎年首長さんの執行に信頼を与えると、そういう観点でフレームワークを考えるべきではないでしょうか。このフレームワークは現行の監査委員監査の制度を抜本から改革するイメージです。

それから監査ですが、達増知事さんがご指摘のように、非常に専門性の高い領域であります。素人にできる領域ではありません。したがって、組織的に専門家集団を組んでいこうという野村議長、それから奥山市長さんのご示唆は本当に的を得たものです。

そして、知事がご指摘になりましたように、やはり監査や内部統制でも市民目線を忘れてはいけません。そこを重々意識しながらやっていかなければいけないのではないかと。ちょっと短めではありますが、以上でございます。

【小川政務官】 ありがとうございます。

岩崎先生、いかがでしょうか。

【岩崎教授】 問題が現実としてあるから対応しなくてはならない部分と、どういう姿が望ましいかということがあると思うんですけれども、私は、監査の問題に関しては、不正経理蔓延というのは語弊があるとしても、これだけの事実が報道されているわけですから、これに関しては何らかの対応が必要だと思っております。監査委員ではなくて、ゼロベースで考え直すという第二分科会の考え方を支持したいというか、それは是非そうやっていただいて、内部統制と、全く外部の組織ですね、共通の機構を持つということがいいのではないかと考えています。

それから第一分科会に関してのことですけれども、これも制度上の問題があるのか、それとも実態の問題なのかというところをやはり分けて考える必要があって、監査の問題については両方になると思うんですが、第一分科会に関しては、それほど実態上の問題というのは、ごく一部の自治体ではあるかもしれませんが、全体的にどうかというところは、いま一つわからないというのが正直な気持ちです。

でも、地域主権大綱というか、ここの責務としては、考えなくてはならないのは、憲法92条で地方自治の本旨が定められて、具体的なことについては法律が定めるとあって、93条に、長も議会も選挙ですよというのがある。93条の問題がとてつクローズアップされていて、長と議会の二代表制が大きなテーマになっています。議会は議事機関であ

って、長は執行機関であります。執行機関は長以外にもある。地方自治法の範囲の中で、総務省の管轄の中で法を改正しろと言っているのか、地方政府基本法を考えていらっしゃるのであれば、前に申し上げましたように、憲法と個別法、一般法の間に位置する基本法としての地域主権とか、内政のインフラとして地方制度をどうするかと考えているのであるとすると、行政委員会の制度というのは少し考え直してもいいのかなと思っています。つまり、執行機関のあり方としてですね。

準司法的な行政委員会は、これは必要ですけれども、それ以外のものについては選択性にする。例えば教育委員会ですとか農業委員会ですね。全国画一的に行政委員会が関わっているわけですから、準司法的なものに関してはこれを必置にするのは当然ですけれども、それ以外は選択性にする。それは個別法でほかに決まっているからしょうがないといわれればそれまでなんですけれども、そこで旗をおろすか、基本法として掲げるかというところは、少し考えていただきたいと思っています。

【小川政務官】 ありがとうございます。一通り大変有意義なご発言をいただいたところで大変申しわけございませんが、ちょっと中座をさせていただきますが、なお、残り時間15分ございます。どういたしましょう。

（「閉めてください」の声あり）

【小川政務官】 そうですか。それでは、ひとまずこれで閉じさせていただきます、また次回以降、今日は事務連絡もないですか。

【安田行政課長】 特にないです。

【小川政務官】 それでは、今日いただいたご議論を更に反映をさせていただいて、より充実した議論につなげてまいりたいと思います。

今日は貴重なお時間を誠にありがとうございました。